1 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算(第4号)について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

- ・ 前年度の国や県からの補助金の実績は。
 - ⇒ 約4.5億円である。
- 今年度からの新たな補助金はあるのか。また、その内容は。
 - ⇒ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金が今年度からの新たな補助金である。感染拡大防止対策に要する費用に限られず、病院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象とされている。
- ・ 今年度の市からの病院への支援金(基準外繰出し)の支出状況は。
 - ⇒ 現時点では支出していない。
- ・ 今年度の収支見込みはどうか。
 - ⇒ 4月から9月までの上半期については国等の補助金を含めなければ約3億円の赤字であるが、含めれば約1.6億円の黒字となる。下半期については国等の補助金がどうなるか不明であるが、入院患者数を増やすことで収入増を図っていきたい。
- ・ 今年度の入院又は外来患者数の一日平均見込みについて、昨年度と比べてどうか。
 - ⇒ 上半期の実績を踏まえた上で、入院については昨年度296人に対し今年度は304 人の見込みである。外来については昨年度816人に対し今年度は883人の見込みで ある。
- ・ 今回の補正予算は上半期の実績までを反映しているが、下半期の見込みについては反映 しないのか。
 - ⇒ 12月までの実績を踏まえた上で改めて見込みを立て、3月補正に再度計上する予定 である。
- ・ 給与費が下がっている理由は何か。
 - ⇒ 当初は医師を5名増員する予定であったが、結果的に1名のみの採用となった。また 看護師についても13名が退職し、当初の見込みよりも数が減ったためである。
- 医師の確保について当初見込んでいたが確保できなかったということはあるのか。
 - ⇒ ある。医師の確保についてはそれぞれの医局からの派遣や関連大学からの募集等により行っているが、必ずしも医師が確保できるという訳ではない。
- ・ 当初見込んでいた医師が確保できなかった場合、収益にはどれほど差が出るのか。
 - ⇒ 診療科目によって異なるが、例えば、消化器内科の医師一人で約1億円の売り上げが あると見込んでいる。

- ・ 人事院勧告のボーナス減については次の補正予算で計上するのか。
 - ⇒ その予定である。
- 2 宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 経過措置については現在調整中であるため、最終的に変更となる可能性があることを承知いただきたい。修正があった場合は後日周知する。(※修正があったため、後日、各委員には周知済み。)
- ・ 経過措置の内容とはどのようなものか。
 - ⇒ 改正条例の施行日より前の当初申請について、改正条例の施行日以降に変更申請があった場合、改正後の内容を適用するのではなく従前の例によるものとする経過措置である。
- 4 宝塚市口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

- ・ 土地の価格は令和3年度の路線価から推測すると約1億3,600万円、解体費がアスベストがなければ約4,000万円であることから、土地を処分することで約1億円の歳入を見込むことができるため、口腔保健相談センターの移転については可能な限り早期に実現していくことが望ましい。
- ・ 歯科診療所について、障碍(がい)者及び障碍児の利用者数は。
 - ⇒ 診療日が水曜日及び木曜日のみであるが、年間で1,000人ぐらいの利用がある。 障碍(がい)者及び障碍児の歯科については車イスで来られる方もおり、バリアフリー の観点から民間にお願いすることが難しい等の理由から、公で継続して実施する必要性 が高いと考えている。
- ・ 口腔保健相談センターの利用者数は。

- ⇒ 歯科医師会が運営しているが、利用者は年間で300人ぐらいである。
- ・ Is値が0.33となっており、かなり危険な状態である。口腔保健相談センターの移転についても早急に検討するべきとの意見が出そうな気がしている。
 - ⇒ 耐震性の低さと危険性は十分認識しているため、口腔保健相談センターの移転についても早急に検討していく。歯科診療所については機器の整備等により再開に時間を要するが、口腔保健相談センターは移転先が見つかれば早期に再開できるため、今回は分散方式で再開に時間を要する歯科診療所を先に急いだ次第である。
- ・ 歯科診療所に障碍(がい)者及び障碍児の歯科保健の指導に関する業務が含まれている が、相談機能と診療機能を分化するという視点では、口腔保健相談センターに含めるべ きではないのか。
 - ⇒ 従前から障碍(がい)者及び障碍児の歯科診療と歯科保健の指導はセットであるため、 歯科診療所に含めている。
- ・ 口腔保健センターに口腔保健相談センターがあるというのはどうか。
 - ⇒ 子ども発達支援センターや図書館、教育総合センターについても同様であったが、施 設の名称と業務を明確にしたため特に問題ないという整理である。
- ・ 歯科診療所が移転することにより、健康センター条例に影響はないのか。
 - ⇒ 休日応急診療所の移転の時と同じであるが、条例ではあくまでも当該施設の施設名称 及び位置、業務等を定めるため、健康センター条例には影響しない。
- 分離したことによってそれぞれイニシャルコストやランニングコストがかかり、コスト 高とならないのか。
 - ⇒ 口腔保健相談センターについては相談や啓発業務が主となり、実際のところは診療業 務までは想定していないため、追加のイニシャルコスト等は生じないものと考えている。
- 5 宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)にかかるパブリック・コメントの実施について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

- ・ 都市機能誘導の考え方については立地適正化計画の第4章で示されている。駅前等に都 市機能を集積していくことで公共交通への依存率が高まり、道路の交通ネットワークの 負荷軽減に繋がることで地域経済循環も高まることから、都市経営としては非常に有効 であると感じている。全庁的に取り組んでいきたいと思っている。
- ・ 市街化調整区域については県有地や民有地でも土地利用転換の要望があるので、一定の 課題認識をもっておく必要がある。本計画に記載されていない内容についても課題認識 が必要である。
 - ⇒ 市街化区域及び市街化調整区域については各市町の意見を受け、兵庫県が区域区分の

指定を行っている。本市の場合は土地の形状や効果的な市街地整備の推進などから、市域の4分の1が市街化区域として指定されている。区域区分が決められた昭和45年以降、計画的に整備を行った大規模な住宅開発地を除き変更は行われていない。今後、どの様な理由であっても変更されないという訳ではないが、これまでの経緯と将来的に本市のまちづくりにとって有益であるかどうかを十分検討する必要がある。

- 上位計画となる総合計画と計画期間が合っていないが、考え方としてはそれで良いのか。
 - ⇒ 計画期間については総合計画と合わせることも検討したが、総合計画の方向性が決まらなければ本計画の議論、検討に入ることができなかった。
- ・ 都市拠点や地域拠点、シビック拠点に誘導施設を誘導する主体はどこになるのか。
 - ⇒ 建物用途や規模により異なるものと考えている。誘導することによる合理性なども含め、庁内連携して進めることが大切である。
- 地域拠点3には「●:誘導施設」がないのか。
 - ⇒ 地域拠点3は雲雀丘花屋敷駅付近である。規模が大きいものを誘導するエリアとして は相応しくないとの考えから誘導施設を設定していない。
- ・ 上下水道事業審議会からも本計画の変更に伴う意見をいただいている。上下水道の効率 的な投資の観点からも立地適正化計画に基づく集約が図られれば良いが、現実は難しい ことも理解している。
 - ⇒ 本市はこれまで市域の4分の1を市街化区域とし、コンパクトな市街地形成を行って きたことから、概ね市街化区域を居住誘導区域として設定している。今後、人口密度の 状況を見ながら居住誘導区域の適正性を検討していきたい。
- ・ 立地適正化計画の策定により国等の補助金は獲得できるのか。
 - ⇒ 立地適正化計画の策定により下水道や公共交通等で活用できる補助金があると認識している。
- ・ 立地適正化計画の目標については共有しやすい内容であると感じた。
- ・ 計画期間について、都市計画マスタープランは概ね10年としているが、立地適正化計 画は10年としている。この違いは何か。
 - ⇒ 都市計画マスタープランは法定計画であり、計画の見直しが前後する可能性があることから概ね10年としている。立地適正化計画は任意の計画であり市の意思で終わることができる計画であることから、10年としている。また、届出の関係もあり、概ねではなく明確に10年とした。
- ・ 市民や事業者等に大きく影響する計画であるが、計画策定後に市民等への説明会は予定 しているのか。
 - ⇒ これまでは骨子や案の段階で説明会を開催し説明してきた。今後、開発構想届が提出 される際に周知を図っていきたいと考えている。本市の都市づくりの考えを広く発信す ることが非常に重要であることから、しっかりと周知していきたい。
- ・ 市内事業者に大きく影響する内容であることから、計画が確定する前に産業文化部と連携しながら市内事業者に説明に回った方が良いと考えている。是非、協力をお願いした

V

- ⇒ 連携して進めたい。
- エリアマネジメントについて本編に記載されているか。
 - ⇒ 用語の解説で記載している。
- 推進体制の庁内横断についてどのように考えているのか。
 - ⇒ 一例ではあるが、文化芸術センターもできたので、今後、産業文化部、都市安全部、 都市整備部、民間事業者が連携し、国の補助金も活用してまちづくり、都市づくりを行 えると考えている。
- ・ 庁内の検討や周知状況はどうか。
 - ⇒ 室長級の連絡調整会を4回開催し、庁内照会を4回実施した。
- ・ 将来の市政を担う若い職員によく説明、周知してほしい。
 - ⇒ 作成当初から関係の深い課の課長及び係長とは綿密に協議してきた。
- ・ 次の議題のみどりの基本計画に係るパブリック・コメントの実施期間及び配布場所と本 計画の実施期間及び配布場所が異なっている。双方関係のある計画であるため、それぞ れ合わせた方が良い。
 - ⇒ 実施期間については、その後の審議会の日程により合わせることが難しい。配布場所 については調整して合わせるようにする。
- 都市機能誘導における誘導施設の考え方について、図書館や公民館等の公共施設は多く 含まれているが、福祉施設が少ないように感じる。何か理由があるのか。
 - ⇒ 児童館や地域包括支援センター等の福祉施設については、ブロックごとに1か所設置 し、総合的な施設を市域に1か所設ける方針とのことであった。立地適正化計画では、 既存のフレミラを誘導施設の対象となるよう設定している。今後、具体的な検討が進め ば、誘導施設の指定の変更についても検討していきたい。
- 6 宝塚市みどりの基本計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

- ・ 宝塚自然の家について、来年4月から再オープンするため、自然学習、環境学習の場で 是非積極的に活用していただきたい。
- ・ 湿原などの天然記念物の保全をしっかりと進めていただきたい。
- 本計画の評価や進行管理についてはどのように行っていくのか。
- ⇒ 毎年、事務局で進捗確認を行うほか、5年に1度有識者を含めた検証委員会で評価、 検証を行う予定である。
- 市民への周知についてもしっかりと行っていただきたい。
 - ⇒ 承知した。

- ・ 宝塚自然の家の位置付けをもう少し明記できないか。
- ⇒ 宝塚自然の家については、本計画で生物多様性保全活動拠点として位置付けており、 基本施策にも記載されているため、これ以上の記載は難しいものと考える。
- ・ 山のみどりの保全について、丸山湿原群や松尾湿原だけでなく、周辺の環境を守るよう な表現を追記できないか検討していただきたい。
- PDCAサイクルを回すのに具体的なアクションプランはどのように考えているのか。
 - ⇒ 本計画の下位に街路樹の管理計画やパークマネジメント計画などがあるため、それら の計画に基づき具体的な施策を実行していきたいと考えている。
- ・ 評価においては定性的、定量的、どちらの評価か。
 - ⇒ 基本的には定量的な評価を想定しているが、下位計画の実行によってどのような効果 が生まれたのか等の定性的な評価もしたいと考えている。
- ・ 地域別のみどりのまちづくりの方針の第6ブロックについて、「守り伝える」で「法指定 による緑地の保全」とあるが、法指定とはどのような意味か。また、なぜ第6ブロック だけ法指定を記載しているのか。
 - ⇒ 他のブロックについては、国の規制ほか国有地・県有地があるため、山のみどりが開発される可能性はほぼないが、この第6ブロックは民有地の山であり、法規制がかけられていない箇所もあるため、そのような記述とした。
- ・ 計画期間が総合計画と合っていない理由は何か。
 - ⇒ 上位計画の都市計画マスタープランの終期が総合計画の1年後である。上位計画のま ちづくりの考え方が変わるとそれに即して本計画の考え方も変えていかなければならな いため、さらに1年後とした。
- ・ みどりの将来像が総合計画のめざすまちの姿に「みどり」を追記しただけであるが、本 来は上位計画の都市計画マスタープランに即して設定するべきではないか。
 - ⇒ 緑の基本計画検討委員会委員長からも助言をいただき、このような体系とした。尼崎市も同様の体系としている。みどりの効果を考えた場合、環境だけに留まるだけでなく、防災や子ども、福祉等の面で様々な効果がある。本市のめざすまちの姿にみどりがどのように貢献できるかとの視点で本計画を考え、施策を展開するため、みどりの将来像の内容については妥当であると考えている。
- ・他の計画でも記載し実施している事業が本計画でも記載されている。内容の重複について はどのように整理しているのか。
 - ⇒ 本計画をもって取り組むという訳ではなく、整合する内容として連携しながら推進していくことを考えている。
- ・ 一人当たりの公園面積について、前計画では7.0㎡であったが、今回は5.8㎡となっている。前回必要なものとして7.0㎡としたにもかかわらず下げる理由は何か。
 - ⇒ 前計画の時代と違い、現在の公園行政の考え方としては量よりも質を求める考え方で ある。具体的には、今ある公園というストックをいかに活用するかとの視点で本計画を 作成しており、下位計画のパークマネジメント計画を策定することも位置付けている。

パークマネジメント計画の位置付けにより、市民ニーズを満たす公園の再編・再整備を 進めることが公園行政において最も重視する点であるため、非現実的な量を求めること はしない。また、学識経験者を含む委員会において、量と質両方を求める計画にしても 現実的ではないので、どちらかに重点を置いて記載すべきとの意見があった。

- ・ 上位計画である都市計画マスタープランの期間は概ね10年としているため、本計画も 合わせた方が良いのではないか。
 - ⇒ 概ね10年に変更するよう検討する。
- ・ 市が策定する計画で期間が11年というのはあまりないため、やはり概ね10年とする べきである。
- ・ 現在の公園行政の考え方である量より質や公園の集約等について、どこかに記載されて いるのか。
 - ⇒ 本編の52ページに記載している。
- ・ 現在の公園行政の考え方について、概要版にも記載した方が良い。
 - ⇒ 検討する。
- ・ 市民一人あたりの公園面積に記載の人口について令和12年度の数値になっているが、 本計画の終期が令和14年度なら、人口も令和14年度にすべきではないか。
 - ⇒ 平成30年度以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を引用しており、 推計値は5年ごとの値しか公表していないため、令和12年度もしくは令和17年度の 値を引用することとなるが、一人当たりの公園面積は人口が多ければ少なくなるため、 より目標が厳しくなる方向として令和12年度の値を使用した。